

厚生労働省発薬生 0615 第 66 号
令和 4 年 6 月 1 5 日

薬事・食品衛生審議会
会長 太田 茂 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之
(公 印 省 略)

諮問書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の7第3項の規定に基づき、第一類医薬品又は第二类医薬品として、下記の医薬品を指定することの可否について、貴会の意見を求めます。

記

次の物質、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

- ・クロトリマゾール（膾カンジダ治療薬のクリーム剤に限る。）